

国立江田島青少年交流の家

レストランをご利用になられる皆様へ

国立江田島青少年交流の家 所長事務代理 伊野 亘
レストラン エムエフエス株式会社 江田島店 店長

レストランご利用キャンセルの際のお取扱いについて（お願い）

平素は当施設のレストランをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、レストランご利用をキャンセルされる際のキャンセル料の取扱いにつきまして、以前からの取り決めを、再確認させていただきたくとともに、新たなキャンセル料の設定についてご案内申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の流行によりまして昨年度よりご利用日直前での予約キャンセルが発生しており、当施設レストランとしても利用者様の事情を理解のうえ対応してまいりました。しかしながら、今後もコロナ禍の長期化が懸念されることを踏まえ、利用者様がやむを得ずキャンセルされる場合にも事前にご連絡をいただくことで、食品ロスを防ぐとともに、当施設のレストランのサービス維持と安定的な運営に努めてまいりたいと考える次第です。

つきましては、ご予約後のキャンセルについて下記の通り再確認させていただきますとともに、新たなキャンセル料を設定させていただきます。当施設のレストランをご利用の皆様にはご不便とお手数をおかけいたしますが、内容を確認いただき、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- ご予約をキャンセルされる場合は、以前からの取り決めのとおり、今後ともご利用日（ご利用の初日）の10日前の17時までにご連絡をお願いいたします。
- ご利用日の10日前までにキャンセルの通知がない場合のキャンセルにつきましては、**ご予約いただいた期間中のレストラン食に係る料金に対し新たにキャンセル料として次の通り徴収させていただきます。**

10日前17時～6日前17時	6日前17時～ご利用初日・無断
30%	100%

全キャンセルのみが対象であり、食数変更や日程短縮（例：2泊3日→1泊2日）、日程変更（例：7/15～16⇒8/15～16）は、キャンセル料の徴収対象となりません。

- この新たなキャンセル料の取扱いは、令和3年（2021年）7月27日（火曜日）入所団体から適用させていただきます。
- 以下の場合におきましては、キャンセル料をご負担いただく必要はございません。（但し、予約キャンセルのご連絡はお願いいたします。）
 - (1) ご利用者様のお住いの地域において、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置がご利用日の10日前を経過した後に発令された場合。
 - (2) 天災等、利用者様に責任のないこと（不可抗力）を理由としてのキャンセルの場合。

ただし、新型コロナウイルス感染症に起因するキャンセルは、(1)、(2)の場合を除き、キャンセル料の負担が発生します。

以上